

総合評価落札方式の改善(二極化)の状況と 今後の方向性

総合評価落札方式の改善(二極化)の状況と今後の方向性

総合評価方式の活用・改善等による
品質確保に関する懇談会
(平成25年3月26日)資料

一般競争の拡大、投資減少に伴う競争圧力の
増大による公共工事の品質に対する懸念

民間の技術力活用による効率的な事業執行
の必要性

品確法の成立、総合評価落札方式の適用拡大

競争参加者
の増加

技術提案を
求める工事
の拡大

透明性確保
のための技
術提案採否
の通知

高度技術提案型の
低い適用率

手持ち工事量や
地域貢献の評
価要望による評
価項目の複雑
化

技術提案・審査に係る
競争参加者・発注者の負担増

民間の技術力活用
の理念からのかい離

品質確保の理念
からのかい離

技術的な対応を図ってきたものの、根本的な解決に至らず、
競争参加者・発注者の負担増、総合評価の理念(品質確保、民間の技術力活用)からのかい離

基本に立ち返った議論が必要

総合評価落札方式の改善(二極化)の状況と今後の方向性

総合評価落札方式の課題

- ①技術提案作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担増大
- ②品質確保の理念からのかい離
- ③民間の技術力活用の理念からのかい離

総合評価落札方式の目的

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について
平成17年8月26日 閣議決定 抜粋

- 公共工事の品質確保を図るためには、発注者が主体的に責任を果たすことにより、技術的能力を有する競争参加者による競争が実現され、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して**価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要**である。こうした契約がなされるためには、発注者が、事業の目的や工事の内容に応じ、競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるよう努め、**落札者の決定においては、価格に加えて技術提案の優劣等を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とする**ことが原則である。

総合評価落札方式の改善の方針

建設業許可、競争参加資格審査、競争参加資格要件設定との適切な役割分担のもと

- ①施工能力の評価と技術提案の評価に二極化
- ②施工能力の評価は大幅に簡素化
- ③技術提案の評価は品質の向上が図られることを重視
- ④評価項目は原則、品質確保・品質向上の観点に特化

総合評価落札方式の改善(二極化)の状況と今後の方向性

総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会
(平成25年3月26日)資料

現状

提案内容
評価方法
ヒアリング
予定価格

簡易型	標準型	高度技術提案型			
企業が発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを確認する場合	発注者が示す標準的な仕様(標準案)に対し社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求める場合	<table border="1"> <tr> <td>高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合</td> <td>有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合</td> <td>通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合</td> </tr> </table>	高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合			
確実な施工に資する簡易な施工計画	社会的要請の高い特定の技術的課題に関する施工上の工夫等に係る提案	<table border="1"> <tr> <td>高度な施工技術等に係る提案</td> <td>施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案</td> <td></td> </tr> </table>	高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案	
高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案				
点数化して評価					
必要に応じ実施					
設計図書に定める標準案に基づき予定価格を作成		技術提案に基づき予定価格を作成			
	II型	I型			

高度技術提案型適用対象工
事
しているが、標準型を適用



見直し案

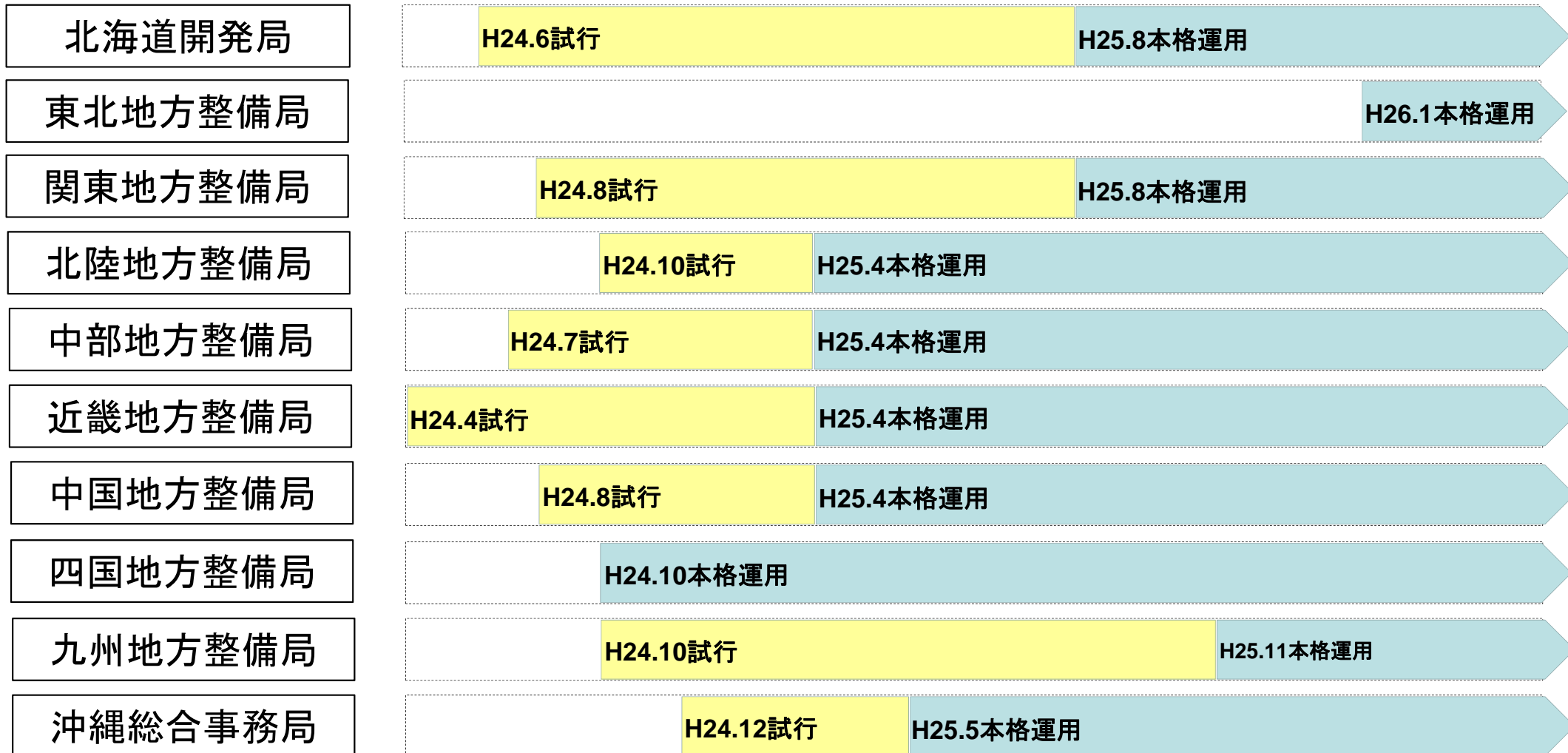
提案内容
評価方法
ヒアリング
段階選抜
予定価格

← 施工能力を評価する		← 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する →		
施工能力評価型(仮称)		技術提案評価型(仮称)		
企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合	部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合
	施工計画	施工上の工夫等に係る提案	部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案
実績で評価	可・不可の二段階で評価	点数化		
実施しない	必要に応じて実施(施工計画の代替も可)	WTO対象工事は必須※1、それ以外は必要に応じて実施	必須	
実施しない	ヒアリングの適用に際し必要に応じて実施	WTO対象工事は必須※2、それ以外は必要に応じて実施	必須※2	
	標準案に基づき作成	標準案に基づき作成	技術提案に基づき作成	
II型	I型	S型	A III型	A II型
			A I型	

※1) 段階選抜の実施方法が確立するまでは、段階選抜を試行する工事で試行的に実施する
※2) 段階選抜は引き続き試行で実施する

各地方整備局等別の新方式の導入状況(1/2)

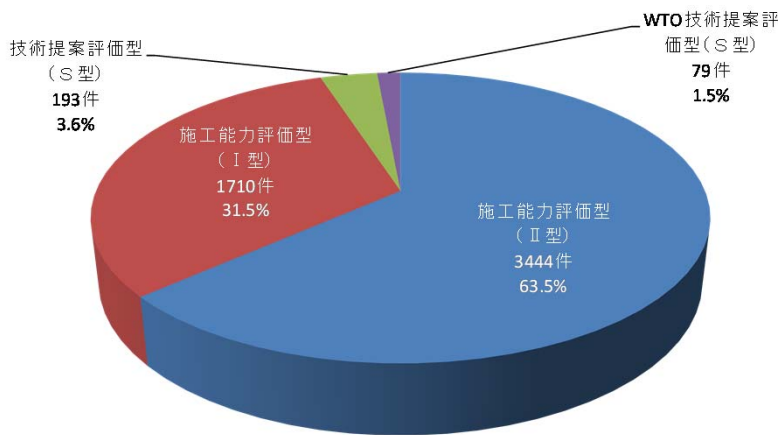
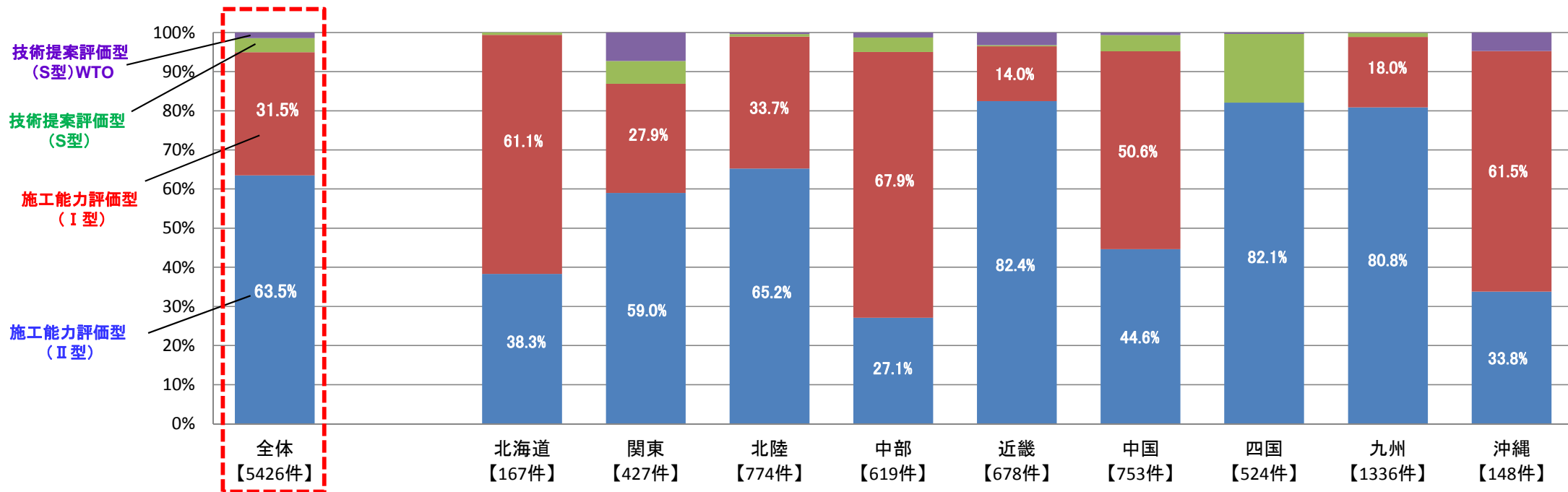
	平成24年度	平成25年度
--	--------	--------



総合評価落札方式の改善(二極化)の状況と今後の方向性

各地方整備局等別の新方式の導入状況(2/2)

- 施工能力評価型(I、II型)の適用率は、全地方整備局等とも8割を超えている
- 施工能力評価型のうち、I型とII型のそれぞれの適用率は、各地方整備局等により幅がある



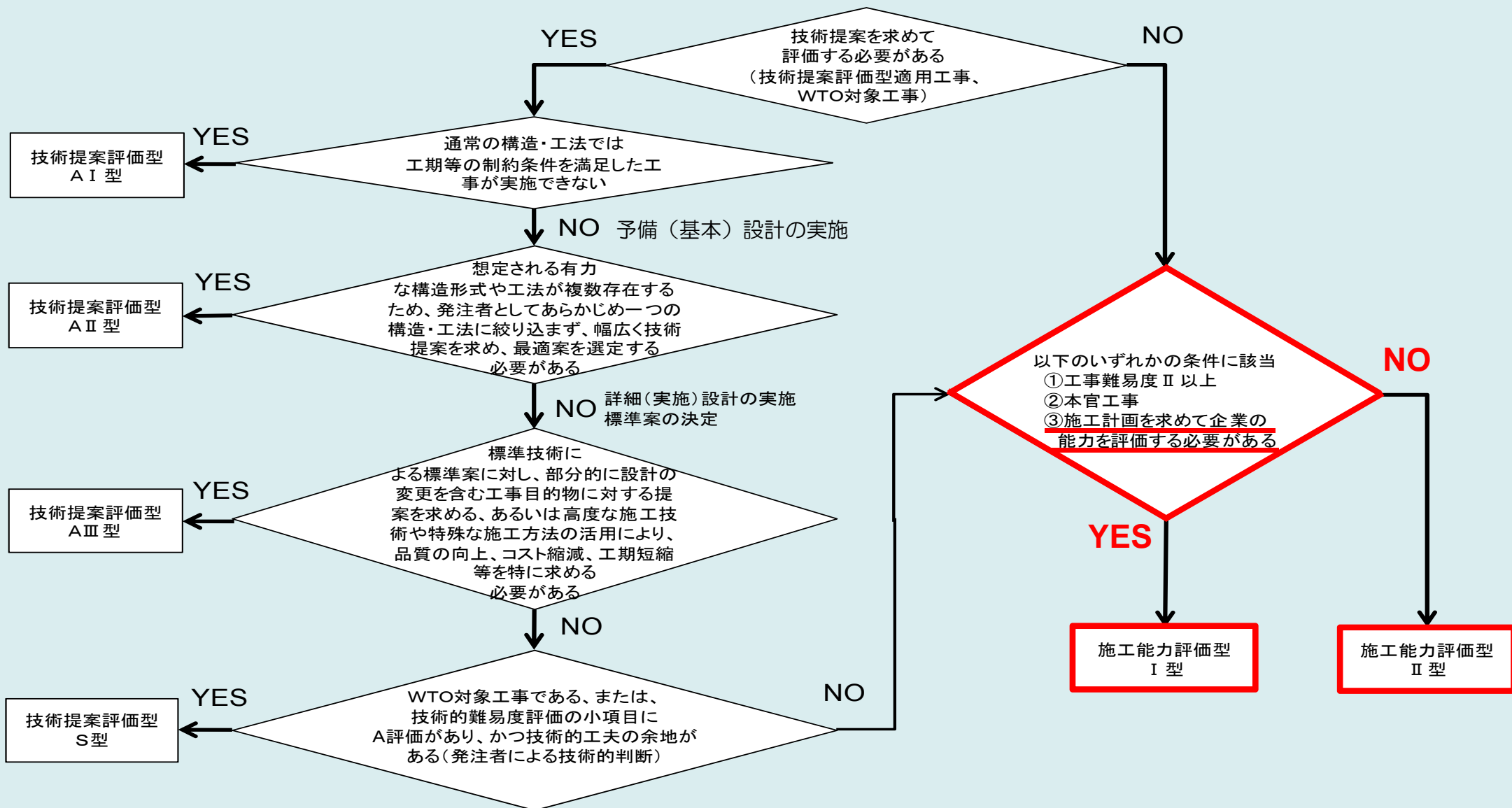
※各地方整備局(東北地整は除く)及び北海道開発局
 沖縄総合事務局のH25年4月~12月の契約工事を対象
 (港湾・空港関係工事は除く)

※東北地方整備局は平成25年12月時点では未導入

総合評価落札方式の改善(二極化)の状況と今後の方向性

総合評価落札方式の運用ガイドラインによる選定フロー

「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」より抜粋

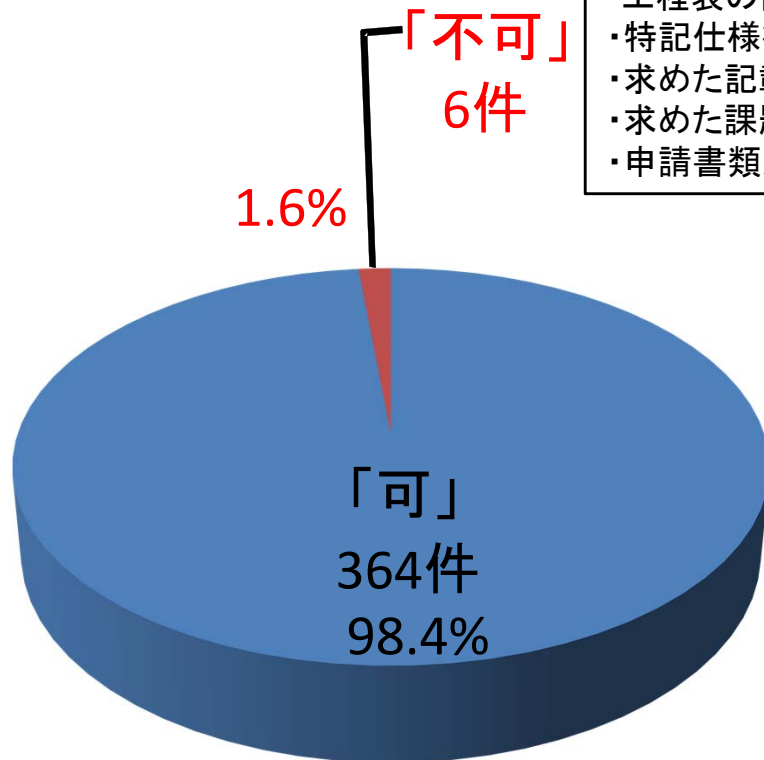


施工能力評価型 I 型における施工計画の審査結果

■ 施工計画の審査結果において、「不可」としたのは370件中6件

不可とした理由

- ・ 工程表の記載内容が適切でないため(2件)
- ・ 特記仕様書で禁じている施工方法を採用したため
- ・ 求めた記載数に満たなかったため
- ・ 求めた課題が発注者指定の課題ではなかったため
- ・ 申請書類が別工事の案件であったため



発注者の主な意見

- 審査作業の負担が軽減された
- 評価が明確となった
- 審査の必要性が薄い
- 企業からの新たな技術提案が見込めない
- 発注者側の技術力低下の懸念

競争参加者の主な意見

- 資料作成労力が軽減できた
- 施工計画がオーバースペックになり過ぎず現場の負担が軽減
- 「可」「不可」評価のみの施工計画書を作成する必要があるのか疑問
- 現場における施工の工夫の提案が減る

総合評価落札方式の改善(二極化)の状況と今後の方向性

課題① 施工能力評価型(Ⅰ、Ⅱ)の適用タイプの選定

論点：施工能力評価型(Ⅰ、Ⅱ)の適用タイプの選定及び施工計画の審査について、現状の運用で良いか？

検討の方向性(案)

- 施工能力評価型のタイプ(Ⅰ、Ⅱ)の選定において、特に施工計画を求めて企業の能力を評価する必要がある工事について整理
- 競争参加者へ求める施工計画のテーマ設定及び審査基準について整理
※各地方整備局等の運用の実態を踏まえて行う

関東地方整備局における施工計画のテーマ設定例

「関東地方整備局における総合評価落札方式の適用ガイドライン」(平成25年度版)より抜粋

- ・ 工事期間中の環境対策に関する施工計画
- ・ 工事期間中における騒音・振動に関する施工計画
- ・ 路体盛土の品質確保に対する施工計画
- ・ 地盤改良の品質確保に対する施工計画
- ・ 路面の汚れ対策に関する施工計画 等

関東地方整備局における施工計画の審査基準

審査は、以下の観点で「可」、「不可」を判断する。(不可の場合は欠格)

【不可となる基準】

- ① 「課題」、「1)着眼点と着眼理由」、「2)着眼点に対応した施工方法」のそれぞれの関係が適切でない場合
※「品質管理」の課題に対する着眼点を「安全管理」としている場合等は不適切と判断
- ② 本工事の内容と無関係である場合
- ③ 関係法令に違反するもの
- ④ 基準や指針と不整合な記載である場合
- ⑤ 施工に対する安全性への配慮に欠けるもの
- ⑥ その他、適切な履行がなされない恐れがある場合

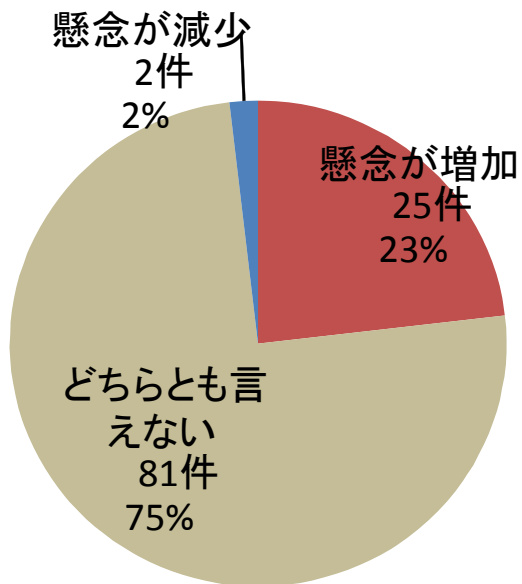
総合評価落札方式の改善(二極化)の状況と今後の方向性

特定の企業への受注偏り、企業の新規参入の阻害

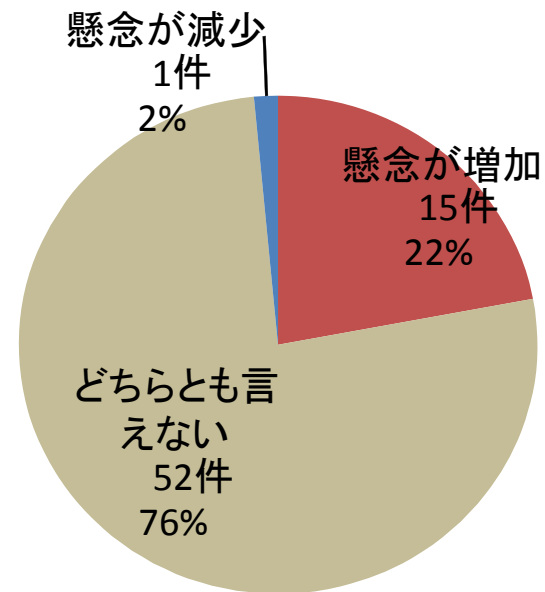
■ 施工能力評価型では、発注者の2割が「特定の企業への受注偏り」の懸念が増加と回答

発注者からの回答

施工能力評価型(Ⅱ型)



施工能力評価型(Ⅰ型)



発注者の主な意見

- ・受注する企業に偏りが発生する懸念がある
- ・企業及び技術者の表彰が有効期間内に複数回使用できるため、特定企業が有利となる
- ・施工実績のある業者が今まで以上に優位となり、新規企業の参入が不利となる

競争参加者の主な意見

- ・企業の基礎評価点そのものが受注につながるため、受注出来る企業が固定化してしまう
- ・受注実績の少ない中小企業にとっては、工事表彰等の加点が大きく影響している
- ・企業が工事実績(より高い同種性)を持っていない場合には大差が生じる

総合評価落札方式の改善(二極化)の状況と今後の方向性

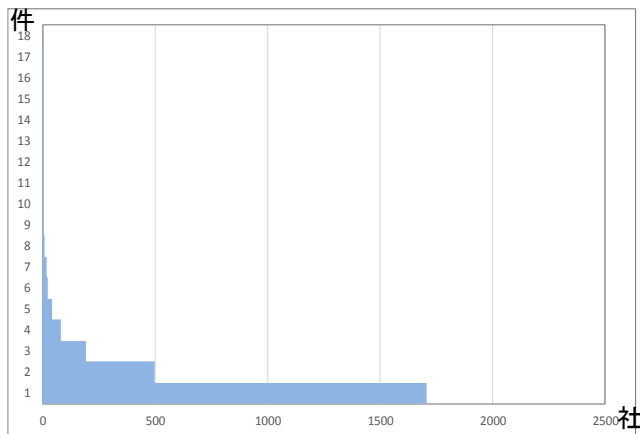
特定の企業への受注の偏りの状況(二極化導入前と導入後の比較)

全工種

全体受注件数の上位20%の企業の受注件数割合

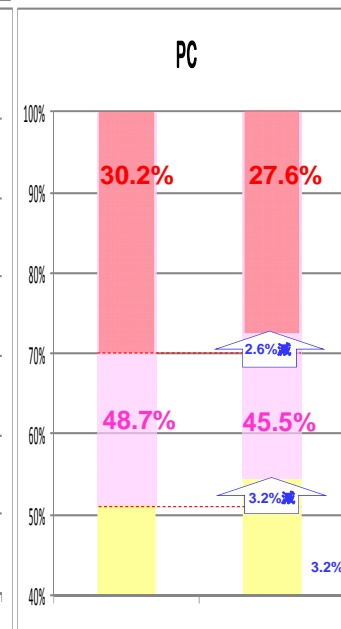
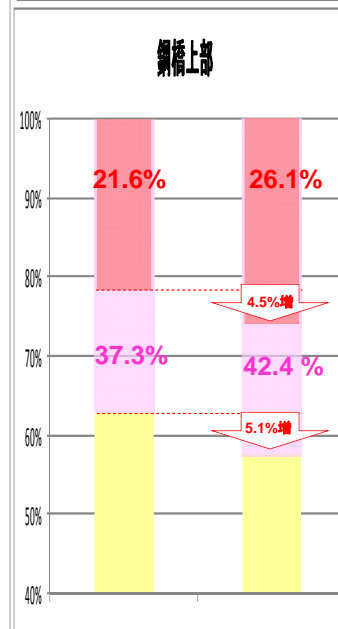
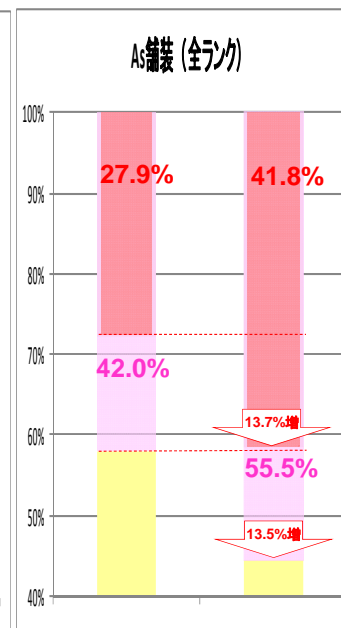
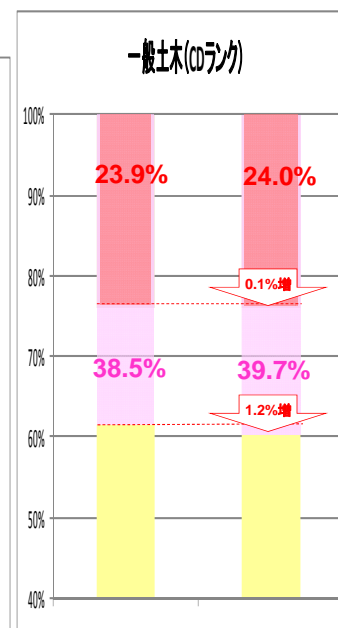
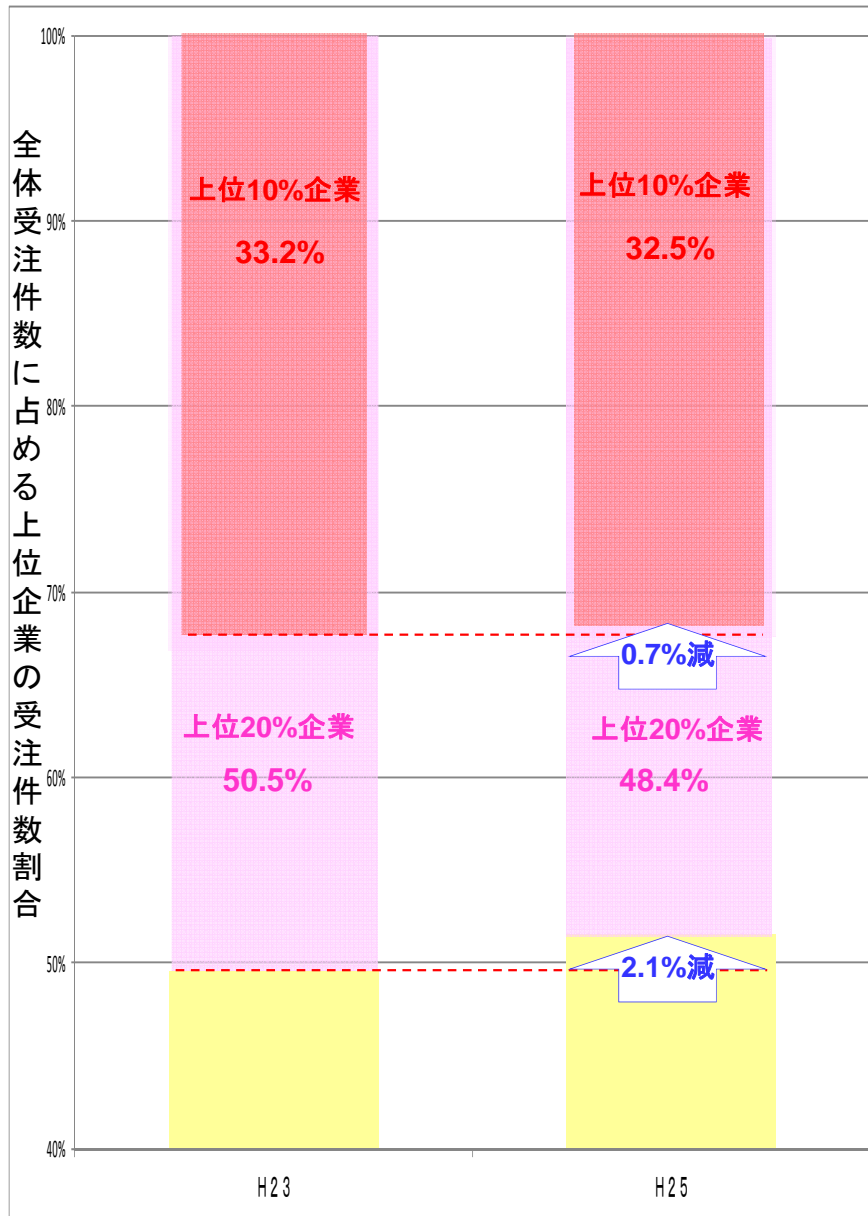
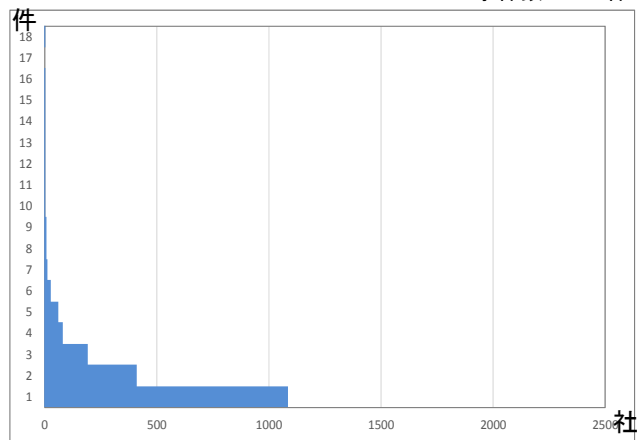
二極化導入前

受注企業数: 2600社
全工事件数: 4511件



二極化後導入後

受注企業数: 1930社
全工事件数: 4035件



※各地方整備局等における工事を対象

二極化導入前:平成23年度(上期)全工事件数:4511件

二極化導入後:平成25年度(上期)の新方式適用工事件数:4035件

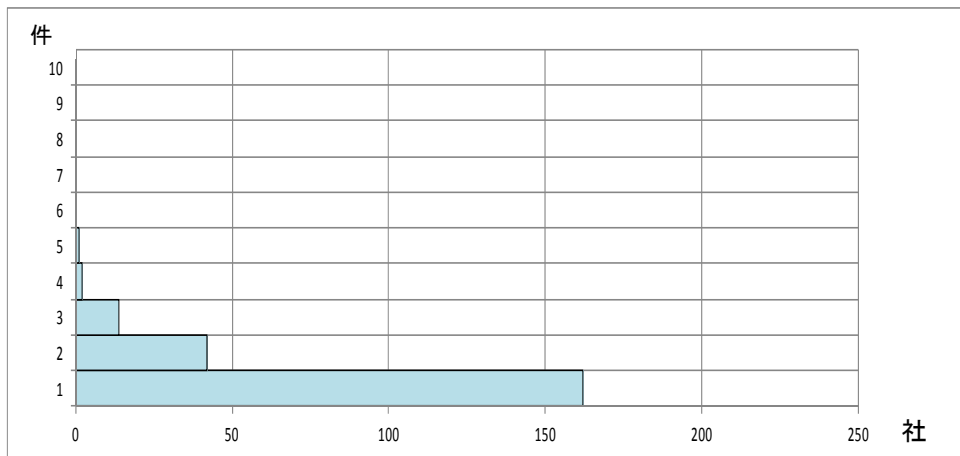
総合評価落札方式の改善(二極化)の状況と今後の方向性

特定の企業への受注の偏りの状況(同時期の適用タイプ別の比較)

全工種

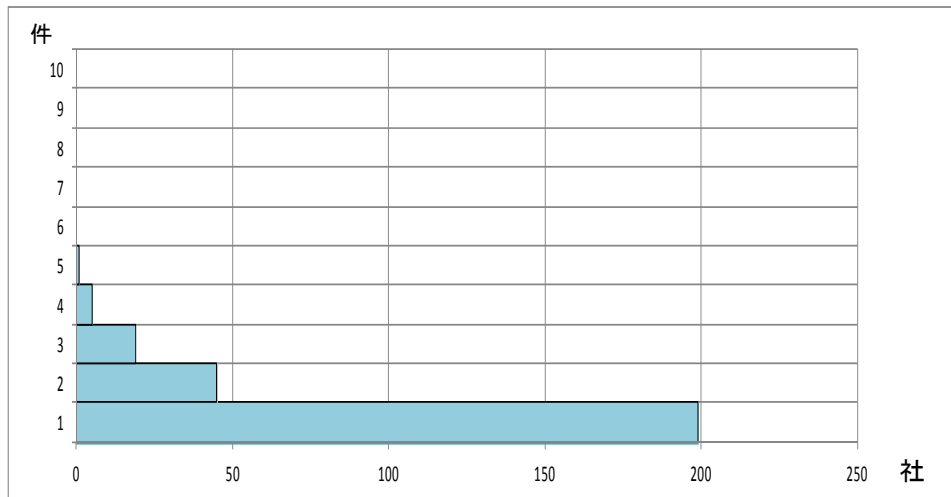
旧方式(簡易型+標準II型)

受注企業数: 221者
発注件数: 301件

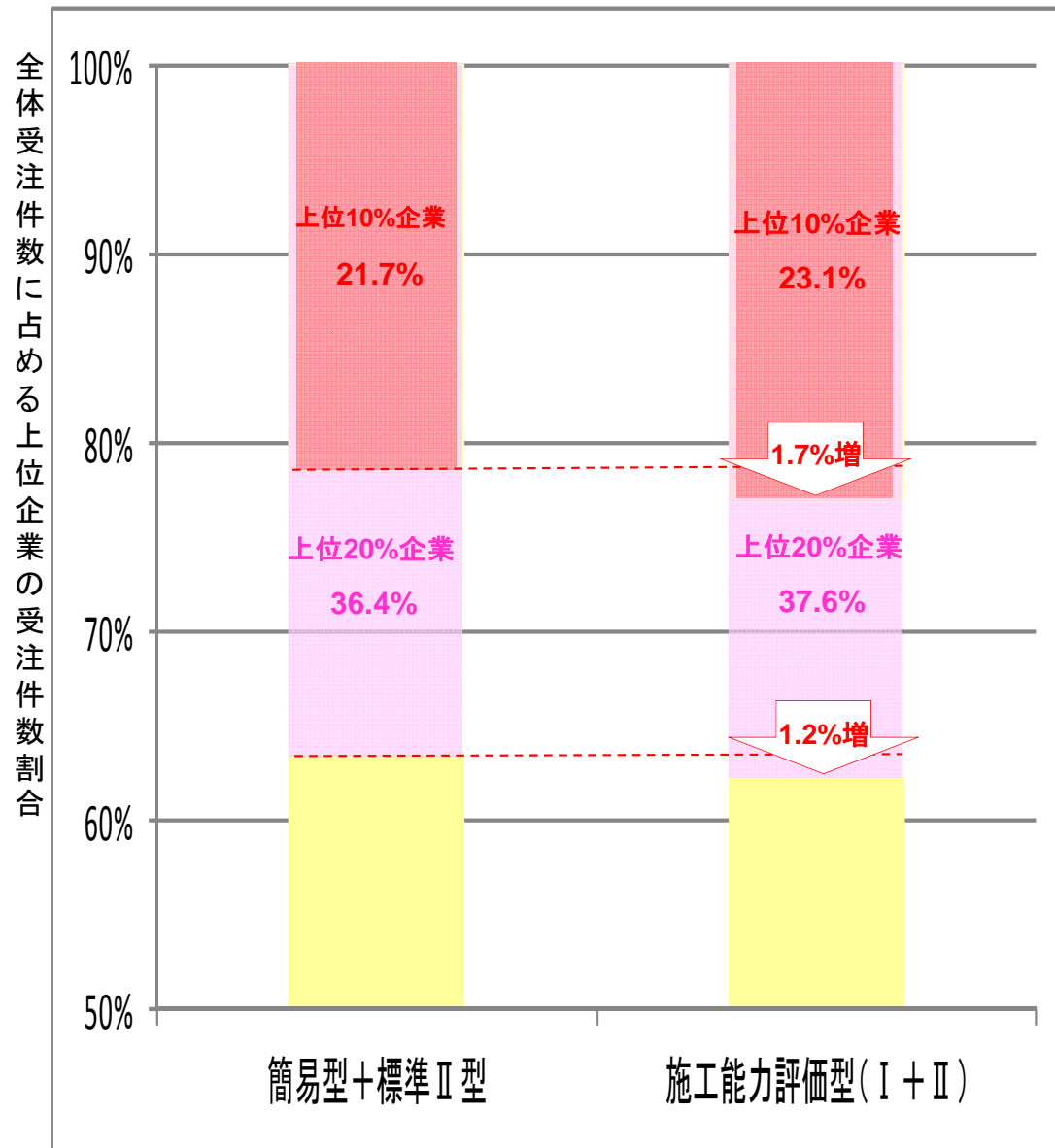


新方式(施工能力評価型I型+II型)

受注企業数: 269者
発注件数: 371件



全体受注件数の上位20%の企業の受注件数割合



※関東地方整備局における平成25年4月~12月の工事を対象(平成24年度補正予算は除く)

総合評価落札方式の改善(二極化)の状況と今後の方向性

課題② 特定の企業への受注偏り、企業の新規参入の阻害

論点：特定の企業への受注偏り、企業の新規参入の阻害は発生しているのか？

論点：企業の新規参入の阻害に対する有効な対応策は？

検討の方向性(案)

- 特定の企業への受注偏りや企業の新規参入の阻害などが無いかを注視し、発生状況を踏まえた効果的な対応を検討
- 企業の実績(同種工事の実績、工事成績、表彰等)に関する項目を加点評価とせず、技術提案のみを加点評価する総合評価方式を試行
- 新規参入を含めた企業の技術的能力の審査を公正かつ効率的に行うため、地方公共団体における工事成績等を評価できる仕組みの推進(工事成績評定の標準化、統一データベースによる成績データの蓄積・共有)

関東地方整備局における試行(技術提案チャレンジ型総合評価方式)

目的：国が発注する工事への新規参入を促す工事の試行
 概要：工事成績や表彰等の過去の実績が少ない企業も含め、技術力のある企業が競争参加(チャレンジ)し、受注機会を確保出来る環境をつくる。
 対象：3億円未満の施工能力評価型(I、II型)
 評価の考え方：簡易な施工計画のみを評価(20点満点)
 提案項目を4項目とし、評価項目に対する配慮すべき事項等が適切かつ具体的かどうかを評価する。

関東地方整備局における試行(自治体実績評価型総合評価方式)

目的：国が発注する工事への参入を促す工事の試行
 概要：国が発注する公共工事の受注機会が少なくなることへの対応として、都県、政令指定都市の工事成績・表彰も評価対象とする。
 対象：3億円未満の「一般土木」、「As舗装」、「維持修繕」の工事の施工能力評価型(I、II型)
 評価の考え方：企業の工事成績 → 地方公共団体等の工事成績を、過去3年間以内の同一機関2件以上の平均値により評価

総合評価落札方式の改善(二極化)の状況と今後の方向性

【参考】 関東地方整備局による「技術提案チャレンジ型総合評価方式」の試行

「技術提案チャレンジ型総合評価方式」の概要

1. 試行目的
新規参入が難しい、工事成績や表彰等の過去の実績の少ない企業も含め、技術力のある企業が競争参加(チャレンジ)し、受注機会を確保できる環境を造る。
2. 対象工事
施工能力評価型(3億円未満)
3. 評価の考え方
 - 評価点 : 20点満点
 - 評価項目 : 技術提案(簡易な施工計画)(5段階評価: V(20)、IV(15)、Ⅲ(10)、Ⅱ(5)、Ⅰ(0)、欠格)
工事の確実な施工に資する施工計画を評価することとし、発注者の示す設計図書の通りに施工する上での配慮すべき事項「施工上配慮すべき事項」が適切であるものに優劣を付け、評価する。
 - 評価方法 : 提案項目は4項目とし、評価項目に対する配慮すべき事項等が適切かつ具体的かどうか評価する。

項目	細目	評価項目例	技術提案チャレンジ型		
			満点	評価点	選択
①技術提案	簡易な施工計画	関係法令や共通仕様書等に準拠した提案である。		20	◎
②企業の技術力	企業の施工能力	①同種工事の施工実績 過去15年間の施工実績			
		②工事成績 当該工種での過去2年間の工事成績評点の平均点(関東地整発注)			
		③工事成績(評価減点)(65点未満の場合)当該工種のみ適用とし、適用期間は通知月から1年間。事故減点は原則適用外			
		④優良工事等表彰 全ての工種を対象に過去1年間優良工事等の表彰の有無(関東地整発注)			
	⑤事故及び不誠実な行				
	自由設定項目	⑩自由設定項目(※1)			
③配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	①同種工事の施工実績過去15年間の施工実績			
		②同種工事の工事成績(資格要件で求めた実績) 過去4年間の施工実績(関東地整発注)			
		③優秀工事技術者表彰 過去4年間で表彰(関東地整発注)			
		④自由設定項目(※2)			
合計				20	

総合評価落札方式の改善(二極化)の状況と今後の方向性

【参考】関東地方整備局による「自治体実績評価型総合評価方式」の試行

「自治体実績評価型総合評価方式」の概要

- 試行目的
国が発注する公共工事の受注機会が少なくなることの対応として、都県・政令指定都市(以下「都県・政令市」)の工事成績、表彰も評価対象とする総合評価方式を試行
- 試行概要
工事成績の評価
 (企業の技術力:工事成績)(配置予定技術者の技術力:同種工事の工事成績)
 → 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事の工事成績及び都県、政令市の工事成績についても評価
表彰の評価
 (企業の技術力:優良工事等表彰)、(配置予定技術者の技術力:優秀工事技術者等表彰)
 → 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事の表彰及び都県、政令市の表彰についても評価
- 対象工事
 工事規模及び工種:3億円未満の「**一般土木**」、「**As舗装**」、「**維持修繕**」の3工種。
 総合評価タイプ : 施工能力評価型 I 型、II 型(地域密着型含む)
 * 活用にあたっては地元情勢等を踏まえて適用
- 評価の考え方
 対象地域:工事成績の評価対象として定める都県、政令市は、**地域要件**で設定したものを対象
工事成績の評価
 企業の施工能力の「工事成績」
 → 関東地方整備局(港湾空港関係を除く)の**工事成績がない場合に限り、提出された都県・政令市の工事成績にて評価**
 ※過去3ヶ年以内における同一発注機関の2件以上の工事成績(実績)の平均点により評価
 配置予定技術者の能力の「同種工事の工事成績」
 → **提出された工事成績にて評価**(複数の工事成績を提出された場合は**最低の評価点**で評価)
表彰の評価
 企業の施工能力の「優良工事等表彰」及び配置予定技術者の能力の「優秀工事等技術者表彰」
 → **提出された表彰にて評価**

【各都県、政令市の工事成績評価基準の算出方法】

- 都県・政令市における過去3年間の当該工種の工事成績データを取得
- 都県・政令市の**3ヶ年平均点**を算出し、関東地整の平均点(3ヶ年)と比較し、その割合に応じて評価点の評価基準を算出

例) 関東地整(平均) 76.2点 : 当該都県(平均) 78.5点 → **約1.03倍**

【関東地整:一般土木】 【施工都県・政令市:一般土木】

80点以上 (6点)	× 1.03	=	82.4点 = 82点	(6点)
79~75点 (3点)	× 1.03	=	81~77点	(3点)
74~70点 (1点)	× 1.03	=	76~72点	(1点)
70点未満 (0点)			72点未満	(0点)

施工能力評価型 I 型(一般土木)の配点例

項目	細目	評価項目例	自治体実績評価型			備考
			満点	評価点	選択	
(1) 施工計画	簡易な施工計画	関係法令や共通仕様書等に準拠した提案である。	可・不可	0		
		関係法令や共通仕様書等に準拠していない提案である。				
		配置予定技術者のヒアリング(施工上配慮すべき事項)				
(2) 企業の技術力	企業の施工能力	①同種工事の施工実績	6	0		
		②工事成績	6	0		国、都県、政令市の工事成績を評価
		③工事成績(減点要素)(65点未満の場合)	0~5	0		
		④優良工事等表彰(優良工事表彰)	3	0		国、都県、政令市の表彰を評価
		⑤優良工事等表彰(安全管理優良受注者表彰)	1	0		
		⑥事故及び不誠実な行為	0~12	0		
	自由設定項目	1)工事成績優秀企業認定		0		
		2)優良下請企業の活用		0		
		3)技術開発実績の有無及び有用な新技術の活用		0		
		4)情報化施工技術の活用		0		
自由設定項目	5)ISO認証取得状況(9001又は14001)		0			
	6)難工事施工実績(当面必須項目)		0			
	7)難工事功労表彰(当面必須項目)		0			
	8)登録基幹技能者等の活用		0			
	9)自由設定項目		0			
(3) 配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	①同種工事の施工実績	7	0		
		②同種工事の工事成績(資格要件で求めた実績)	7	0		国、都県、政令市の工事成績を評価
		③優秀工事技術者表彰	4	0		国、都県、政令市の表彰を評価
	自由設定項目	1)資格		0		
		2)過去の同種工事の施工経験		0		
自由設定項目	3)継続教育(CPD)の取得状況		0			
	4)自由設定項目		0			
合計			40			